

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年四月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年 三月三十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県入間市扇台一丁目千四百四十三番三十七から 千四百四十五番三まで 埼玉県入間市扇台一丁目七百七十九番十二から 七百七十九番二十四まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十六・四 十六・五
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇 六・〇